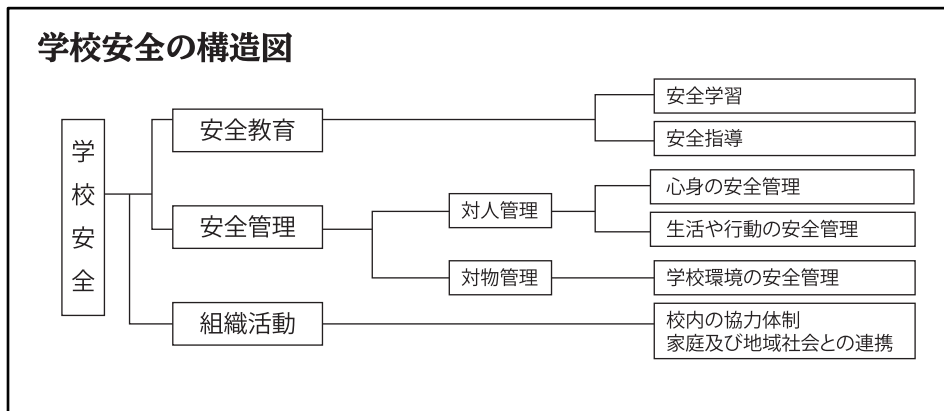


【設置者や管理者が行うべき安全管理】

自然災害から子どもたちの安全を確保するためには、右図の学校安全の構造図のように防災においても、防災教育と防災管理を両輪で進めていく必要があります。地震や津波、火山の噴火などの自然災害発生時における避難や備えに関する安全管理については、下記の点に留意し、事前の準備を進めてください。また、災害発生時、教職員は子どもたちの安全を確保するとともに自らの安全も確保しなければなりません。そのため、日頃から教職員で研修の充実を図り、防災体制の役割分担、消火器などの防災設備の配置や使用方法、避難場所や避難方法、非常持ち出し物などについて習熟しておくことが大切です。さらに、保護者と災害発生時の対応を共有しておくことや地域と連携した避難体制を構築しておくことが求められます。

学校保健安全法第29条に基づいて策定する「危険等発生時対処要領」(学校防災マニュアル)の実効性を高めるために、地域の特性を考慮して第2避難場所、第3避難場所の設定や避難訓練での反省を生かして、定期的なマニュアルの見直し・改善を図ることが大切です。また、子どもたちの安全を確保するためにも、日頃から保護者や地域、関係機関と連携した体制の整備を進めておきましょう。



【自然災害発生時における避難や備え】

事項	内容
「緊急地震速報」を受け取った際の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・いつ、どこで、どのような対応をするのか、多様な想定をする。 ・適切な対応や行動についてマニュアルに示し、教職員の共有化を図る。
避難経路の環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路や非常出口の周辺に障害となるような物を置かない。
防災施設・設備の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・避難器具の点検、設備や器具等の転倒、落下を防ぐ。 ・消火器等のメンテナンスや配置場所の確認をする。 ・教職員へ施設・設備の取り扱い方法について徹底する。 ・業者による点検以外に、教職員も正常な状態を確認する。
気象情報等の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁が発表する特別警報、警報、注意報への対応を事前に決めておく。 ・情報の収集をする教職員を複数決めておく。
連絡体制・機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・電気や電話等の連絡経路が寸断された場合まで想定し、保護者や外部関係機関と事前に対応について確認しておく。
非常用物資の備蓄 避難所開設を想定	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村教育委員会等との連携を図り、備蓄物の入れ替え、補充システムを構築する。 ・使用施設の優先順位や衛生管理について教育委員会等と協議する。

みやぎ防災教育副読本 ～未来へのきずな～

みんな えがおで

初版発行：平成28年3月11日

発行 宮城県教育委員会

監修 東北大学 災害科学国際研究所
教授 今村文彦